

令和7年度川辺川流域振興プラン更新等業務委託公募型プロポーザル実施要項

1 目的

この要項は、令和7年度川辺川流域振興プラン更新等業務（以下「本業務」という。）の委託業者を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

- (1) 委託番号：相企商委第8号
- (2) 委託名：令和7年度川辺川流域振興プラン更新等業務委託
- (3) 業務内容：別添仕様書のとおり
- (4) 履行場所：熊本県球磨郡相良村全域
- (5) 履行期間：契約締結日から令和8年3月27日
- (6) 提案上限額：30,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

3 発注者

相良村長 吉松 啓一

（担当）相良村役場 企画商工課

〒868-8501 熊本県球磨郡相良村大字深水 2500 番地 1

TEL：0966-35-1036／FAX：0966-35-0011

電子メール：kikaku@vill.sagara.lg.jp

4 応募資格の要件

本プロポーザルへ応募を希望するもの（以下「応募者」という。）は、次に掲げるすべての条件を満たしていること。

- (1) 法人格を有し、九州地区内において本店又は支店・営業所を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (4) 会社再生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき手続き開始の申立てがなされている者（手続き開始後、資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 公告の日から二次審査結果通知書の相良村から指名停止措置を受けた事実がある者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び第6号の規定に該当する者でないこと。
- (7) 本プロポーザルに参加しようとする者の役員が、本プロポーザルに参加しようとする他法人の役員を現に兼ねていないこと。

- (8) 本業務に必要な担当技術者等を適切に配置し、かつ、連絡体制を徹底できること。
また、契約期間における業務担当者の変更は認めないものとする。ただし、病床、退職等の特別な場合は除く。
- (9) 共同企業体の結成にあたっては、次の要件をすべて満たすこと。
- ① 2社共同企業体とする。
 - ② 自主結成方式とする。
 - ③ 当該業務に関し、2つ以上の共同事業体の構成員となることができない。
 - ④ 代表構成員は、構成員のうち最大の履行能力を有し、かつ、最大の出資割合の者でなければならない。
 - ⑤ 構成員のうち最小の出資者の出資割合は、20%以上でなければならない。
 - ⑥ 共同事業体の協定書は、共同企業体協定書（様式第6号）とする。

5 全体スケジュール（予定）

	項 目	期日・期間等
1	公告（関係書類の交付）	令和7年6月24日（火）～ 令和7年7月15日（火）午後5時まで
2	質疑受付期限	令和7年7月11日（金）午後3時まで
3	質問に対する回答	令和7年7月14日（月）
4	「応募意思表明書」提出期限	令和7年7月9日（水）午後5時まで
5	「技術提案書」提出期限	令和7年7月15日（火）午後5時まで
6	一次審査・結果通知	令和7年7月17日（木）
7	二次審査（プレゼンテーション審査）	令和7年7月24日（木）
8	二次審査結果通知	令和7年7月29日（火）
9	委託先決定・契約・事業開始	令和7年7月30日（水）以降

6 委託先の選定等

本プロポーザルにおける技術提案書の選定は、令和7年度川辺川流域振興プラン更新等業務委託プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う。

- (1) 選定委員会の委員は、本村職員で構成する。
- (2) 応募者は、本要項に基づき応募の意思を表明するものとする。
- (3) 一次審査では、応募者より提出された「技術確認資料」「技術提案書」により応募要件の適否等について審査を実施する。また、二次審査に進める者は、選定委員会委員の合計点の平均が、上位5者までの者かつ60点以上の者とする。
- (4) 二次審査（プレゼンテーション審査）については、最も優れた提案を行った者（以下「受託候補者」という。）を決定する。ただし、最高得点者が複数ある場合は、選定委員会の議決により受託候補者を決定する。
- (5) その他
 - ① 記載事項は、提出時点とする。
 - ② 技術提案書については、提出後の加筆修正は認めないものとする。
 - ③ 審査結果については、審査後書面により通知する。

7 関係書類の交付

(1) 公告（交付）期間

令和7年6月24日（火）～令和7年7月15日（水）午後5時まで

(2) 交付方法

- ① 原則、相良村のホームページからダウンロードすること。ただし、事前に発注担当に確認のうえ、書面により交付することもできる。
- ② 書面による交付の場合の対応は、公告（交付）期間内の土・日・祝日を除き、午前9時から午後5時までとする。

8 応募意思表示の手続き

応募者は、「プロポーザル応募意思表示書在中」と表記した封筒に、次の該当する書類を同封し期限までに発注担当へ提出すること。また、提出は持参又は郵送とし、郵送の場合は簡易書留郵便で期限内必着とする。

(1) プロポーザル応募意思表示書（様式第1号）

(2) 技術確認資料（様式第2号）

① 会社の概要及び経営状況（様式第3号）

② 会社の経営状況に係る添付書類

ア 登記事項証明

法務局発行の「履歴事項全部証明書」又は「現在事項全部証明書」

イ 未納がない証明（国税及び地方税）

ウ 財務諸表（過去3年分の貸借対照表及び損益計算書）

エ 委任状（様式第4号）

オ 共同企業体資格審査申請書（様式5号）

カ 共同企業体協定書（様式6号）

※上記オ・カについては、共同企業体結成による応募の場合に提出すること。

※証明書の発行日は、提出日から起算して3ヶ月以内のものとする。

※ア～ウについてはコピー可。

※支店・営業所にて応募する場合、本店及び支店・営業所ともに証明書を提出すること。

(3) 会社の過去3年間の同種又は類似業務の実績（様式第7号）

※実績は、参加表明書提出日までに履行完了したものとする。

※同種業務及び類似業務の実績を証する書類（契約書の写し及び業務概要のわかるもの）

(6) 提出方法

提出は、持参又は郵送とし、持参の場合は、土・日・祝日を除き、午前9時から午後5時までとする。郵送の場合は、簡易書留郵便で期限内必着とする。

(7) 提出部数

書面5部（正本1部、副本4部）及び電子データ（PDF ファイル）

9 質疑応答

募集要項及び仕様書関係の質疑応答については、次のとおりとする。

(1) 質問の受付

- ① 提出様式：質疑書（様式第8号）
- ② 提出期限：令和7年7月11日（金）午後3時まで
- ③ 提出先：相良村企画商工課 企画情報係
- ④ 提出方法：
 - ・電子メール：kikaku@vill.sagara.lg.jp
 - ・FAX：0966-35-0011※送信時の件名は「プロポーザル質疑」とすること。
※送信後に電話にて、着信を確認すること。

(2) 質問への回答

提出された質問に対する回答については、相良村のホームページにおいて質問者を特定できないようにし、令和7年7月14日（月）午後5時までに随時公開する。

10 技術提案書の提出

以下の書類を提出すること。

(1) 技術提案書（様式第9号）

様式第9号を表紙とし、次事項を記載した書類とする。提出書類は、A4版縦、横書き、左綴じ、各頁に通し番号を付し、文字サイズは11ポイント以上とすること。また、任意様式も可とし、任意様式の場合は次事項について記入漏れがないよう明記すること。用紙の規格については、提案上必要であればA3版横長も可とする。技術提案書の頁数については、25頁以内とする。

- ① 業務履行における担当予定者の配置状況（様式第10号）
- ② 業務履行に係る成果品及び関係資料の秘密保守体制（様式第11号）
- ③ 当該事業に対する基本的な進め方（実施方針）（様式第12号）
- ④ 業務遂行のフロー図（様式第13号）
- ⑤ 工程計画表（様式第14号）
- ⑥ 見積書（様式第15号）※積算根拠を示した内訳書を添付すること。
- ⑦ 技術提案内容

(2) 提出期限

令和7年7月15日（水）午後5時まで

(3) 提出方法

提出は、持参又は郵送とし、持参の場合は、土・日・祝日を除き、午前9時から午後5時までとする。郵送の場合は、簡易書留郵便で期限内必着とする。

(4) 提出部数

書面5部（正本1部、副本4部）及び電子データ（PDFファイル）

11 一次審査

(1) 実施日時

令和7年7月15日（水）～令和7年7月17日（木）

(2) 実施場所

相良村役場内

(3) 一次審査の選定基準

評価項目	技術提案書等	関係様式	基準点数	選定基準
業務処理能力等 (35点)	同種又は類似業務の実績	様式3・7	10	・ 経営状況 ・ 過去の実績において本村が参考とすべき事業を実施しているか
	業務遂行に係る成果品及び関係資料の秘密保守	様式11	5	・ 秘密保守体制は適正か
	当該業務に対する理解度及び取組姿勢	様式12	10	・ 本村の現状や課題を踏まえた実施方針は的確か
	業務遂行における計画性	様式13・14	10	・ 本業務のための作業スケジュールやフローが明確で無理なく実現性があり、円滑に確実な遂行ができる、具体的な提案内容か ・ 受注者と発注者の役割分担は明確か
予定技術者の履行能力 (5点)	担当予定者の配置状況	様式10	5	・ 本業務の実施にあたり、十分な経験、有効な資格、また同種業務実績を有している者を配置するなど適正な人員体制か
技術提案内容 (50点)	基本的な考え方の理解度		20	・ 本業務における背景、目的などへの理解度が高く、検討課題への対応が的確にまとめられているか ・ 提案は前提条件を踏まえ、妥当性、実現性があるか
	実現性等		15	・ 持続可能な実現性のある提案内であるか ・ 事業効果の見える化を図ることができる手段の提案か
	創意工夫		15	・ 本仕様書の内容を上回る（付加価値を高める）追加提案や創意工夫があるか
当該業務に係る経費		様式15	10	・ 基準点数×（最低見積額／自社の見積額） ※小数点以下切り捨て
合 計			100	

12 二次審査

一次審査で選定された者は、「技術提案書（様式第9号）」によりプレゼンテーションを実施し、ヒアリングを受けるものとする。

なお、プレゼンテーションでの技術提案書以外の資料提出は認めない。

(1) 実施日時

令和7年7月24日（木）

※日時等の詳細については、一次審査結果通知と併せて通知する。

(2) 実施場所

相良村役場

※会議室等の詳細については、別途通知する。

(3) 実施時間

1者につき30分以内（プレゼンテーション20分、ヒアリング10分）

(4) プレゼンテーションの順番

技術提案書の提出順とする。

(5) 説明者

プレゼンテーションは、業務に携わる担当予定者が説明することとする。また、二次審査会場への入室者は3名以内とする。

(6) 二次審査の選定基準

審査項目	審査の内容	基準点数
一次審査結果	一次審査の結果の2分の1の点数 ※	50
プレゼンテーション	取組意欲（熱意や取組意欲が感じられるか）	10
	説得力（分かりやすく、論理的な説明であったか）	10
	専門技術力（説明内容が技術提案書を補完し、専門技術が認められる説明がなされたか）	10
総合判断		20
合計		100

※（例）一次審査の点数が80点/100点である場合、二次審査における一次審査結果の点数は、40点となる。

(7) 結果の通知及び公表

二次審査結果については、二次審査参加者すべてに書面にて通知する。また、受託候補者の商号、代表者名、得点等を村ホームページにて公表する。

(8) その他

プレゼンテーション用モニター若しくはプロジェクター等は村で準備する。また、パソコン等のデバイスは各提案者で準備すること。接続端子はHDMI形式とする。

13 応募者が1者のみの選定

応募者が1者のみの場合においても一次及び二次審査を行う。ただし、二次審査の点数が65点以上であった場合は、その応募者を最優秀者とする。

14 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。また、一次及び二次審査後に判明した場合も同様とする。

- (1) 提出期限経過後に書類の提出があった場合
- (2) 提出書類に不備及び虚偽の記載があった場合
- (3) 選考委員会委員に対して、直接及び間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (4) 公正を欠いた行為があったとして選定委員会が認定した場合
- (5) その他、本応募要項に違反すると認められた場合

15 選定理由の説明

- (1) 選定されなかった者は、選定されなかった理由について、書面にて説明を求めることができる。(書面：任意様式、A4版)
- (2) 説明を求めることができる期間及び回答する期間については、審査結果通知書で明らかにする。

16 契約

- (1) 村と受託候補者は、契約内容等について協議を行い、契約を締結する。
- (2) 契約内容等に関する協議が成立しないとき、又は契約の締結までに受託候補者が応募資格を失ったときは、村は審査結果の次点の者と順次協議を行うことができる。

17 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 1応募者あたりの提案は、1件までとする。
- (4) 提出された書類については、差し替え、修正、加筆等は認めない。ただし、村から要請された事項については、この限りでない。
- (5) 提出された提案書等は、必要な範囲において複製することがある。
- (6) 応募意思表明書の提出後であっても辞退を受け付けるものとする。
なお、辞退を申し出る場合は、令和7年7月15日(水)午後5時までに応募辞退届(様式第16号)を郵送又は持参により提出すること。郵送の場合は、簡易書留郵便で期限内必着とする。
- (7) 審査は非公開とする。
- (8) 応募者は、審査及び選定結果に対する異議申し立てることはできない。
- (9) 本プロポーザルによる受託候補者との契約締結後の詳細な工程等については、提案も踏まえ別途協議する。